欢迎您来到_"我们街道"!

欢迎您也来加入我们的"町会"(自治会)!



以「用我们自己的双手打造更美好的街道!」

为宗旨、八尾市内所有地区都设有"町会",也称「自治会」。

《加入町会(街道会)有何好处?》

① 通过参加各种活动和集会,可增加与街坊邻居的相识。

(一年中举行各种活动。如市民体育节(市民スポーツ祭)、盂兰盆节舞会(盆踊り大会)、交流集会(ふれあい祭り)等。)

2安装防盗路灯,使夜间行路安心。

(防盗灯的安装、维护及电费的一部分由町会支出。)

③紧急时刻,邻居之间互相帮助而安心地生活。

(实施防灾训练、防盗巡逻、探望独居老龄者等活动。)

4通过传阅板报了解地区、行政的各种信息。

(不必在网上花费时间和精力。)

5对加入町会者,通过町会定期发给、八尾市指定的垃圾袋。

(未加入者需自行前往市政厅领取)



- 无论是独幢楼房、公寓楼或是购买的、租赁的住房的居民,均可加入。
- 町会费有效地利用于防盗灯的安装及维护;地区各种活动和集会所需的经费上。

<如不清楚町会长是谁,请向「社区政策推进科」咨询(TEL:072-924-3827>

(表	哉 剪	线)	令和	年	月	日

町会长联络票

华八忠 [4] [1]	胜可宏	(日泊会)	时间优,	阴 联	
(平假名)					
户主姓名				_	
住址	八尾市				

电话号码 () 一

★何谓町会(自治会)?

町会(自治会)即是由居民们自力完善街道、地区的,居民自主运行的组织。 八尾市令和5年5月1日时的町会数为746个。



★町会(自治会)有何重要性?

如果像东日本大地震那样的灾害在此发生,···你会怎样应对呢? 遇到大地震及水灾时,自己一个人是无法应对的。町会为了在紧要关头大家能够互相帮助, 日常性地进行训练及交流,重视社区人与人之间的关系。







如上是守护地区孩子们上下学、防灾训练、集会时的照片。 发生灾害时,如果近邻之间平时就相处得很熟、互相知情的话,对保卫自身也是非常重要的。

<问讯处>

八尾市人权ふれあい部

社区政策推进科

TEL: (072)924-3827 FAX: (072)992-1021

Mail: com-suishin@city.yao.osaka.jp

☞你所居住地区的町会名称为_		o		
町会长是	先生/女士。	(电话号码:	_)

※ 将该资料正面的【町会长联络票】提交于社区政策推进科或地区办事处后,你所居住街道的町会长 会就加入町会事宜与您联络。

另外,您所填写的个人信息,我们会按照个人信息保护法适当进行处理,仅限于该町会加入时利用。



「自分たちのまちは自分たちでつくろう!」との思いから、八尾市では市

内すべての地域で町会(自治会)が結成されています。

《町会加入のメリット》

①様々な行事・活動に参加することで、近隣での知り合いが増えます。

(市民スポーツ祭や盆踊り、ふれあい祭りなど、年間を通じて様々な行事があります。)

2 防犯灯により、夜道を歩くのが安心です。

(防犯灯の設置・維持費用や電気代のおおよそ半額は町会費で賄っています。)

③いざという時にも、近隣での助け合いにより安心です。

(防災訓練や防犯パトロール、ひとり暮らし高齢者の見守り活動などに取り組んでいます。)

4回覧板を通じて、地域や行政の様々な情報が自動的に入ってきます。

(インターネットでいちいち調べるのは手間ですね。)

(5)町会加入者へは、指定ごみ袋が"各家庭まで"定期的に町会を通じて配布されます。

(未加入者は市役所へ取りに行く必要があります。)

- ★ 戸建・マンション、または分譲・賃貸を問わず、どなたでもご加入いただけます。
- ★ 町会費は、「防犯灯」の設置・維持のほか、様々な地域活動・イベントなどの経費として有効に活用されています。
- ★ 町会への加入手続きは簡単!町会長もしくは班(組)長にお声掛けください。 <町会長がご不明な場合は、コミュニティ政策推進課 (TEL:072-924-3827)までお問い合わせください。>

(きりとりせん)

令和 年 月 日

町会長連絡票

町会(自治会)について詳しく内容を教えていただきたいので、町会長への連絡をお願いいたします。

(ふりがな)			
世帯主氏名			<u></u>
住所	八尾市		
電話番号	_()	_	

★町会(自治会)って?

町会とは、<u>地域に住んでいる人たちが、自分たちの住む地域を自分たちの手でより住み</u>よいまちにするため、自主的に運営している組織です。

八尾市では、令和5年5月1日現在746町会あります。

★町会(自治会)の大切さって?

もし、東日本大震災のような災害が今この場所で起こったら…。あなたはどうしますか? 地震や水害など、大きな災害にあったとき、人はひとりでは対応できません。<u>町会では、</u> いざというときに助け合えるよう、日ごろから訓練や交流活動を行い、地域の人と人との つながりを大切にしています。









上の写真のように、地域では登下校時の子どもたちの見守りや防災訓練、お祭りなども 行っています。ご近所さん同士が日ごろから顔見知りになっておくことは、災害などから 身を守るためにも大切なことではないでしょうか。

<問い合わせ先>

八尾市人権ふれあい部 コミュニティ政策推進課

TEL:(072) 924-3827 FAX:(072) 992-1021

Mail: com-suishin@city.yao.osaka.jp

☞ あなたのお住まい地域	ばの町会名は		です。	
町会長は	さんです。	(電話:)

※表面の【町会長連絡票】をコミュニティ政策推進課または出張所に提出いただきますと、お住まいの地域の町会長さんから町会加入についてご自宅に連絡させていただくよう手配します。なおご記入いただいた個人情報は個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱い、町会加入のためにのみ使用します。